

蘭越町議会議員選挙 立候補マニュアル



1人でできる！3万円でする！

はじめに

社会では一般的に、60歳～65歳で定年を迎えます。

議員の任期は4年。

少なくとも、立候補の時に65歳以上の現職議員は引退した方がいいと考えています。

そう考えると、蘭越町議会の場合、ほとんどの現職議員が辞めることになります。

かわりに、25歳から64歳までの新人が、どんどん立候補すればいいと考えています。

そんな思いもあり、「蘭越町議会議員選挙 立候補マニュアル」を作成しました。

ここで書いていることは、お金をかけずに1人でできる最低限の選挙です。

あとは、自分でどこまでやるかを考えて、付け足ししてもらえればと思います。

定数10名に、世帯1%の24名が立候補する、、、それぐらい立候補のハードルが低くなればいいなと思います。

(注) 書類等は2011年選挙の時のものを使用しています

(参考) 現職議員の年齢

氏名	2015年の選挙に 立候補した場合の年齢	当選した場合、 任期満了日の年齢
赤石 勝子	69	73
柳谷 要	66	70
中島 溢子	70	74
五十嵐 年和	67	71
福村 正見	70	74
富樫 順悦	70	74
熊谷 雅幸	54	58
鈴木 和雄	77	81
琵琶 博之	43	47
中島 信幸	76	80

* 氏名は2011年の選挙で届出をした順番です

全体スケジュール

1. 立候補の準備



2. 立候補者予定者説明会（2011年3月18日）



3. 立候補届出（2011年4月19日）



4. 選挙活動（2011年4月19日～23日）



5. 投票と開票（2011年4月24日）



6. 当選証書の受取り（2011年4月25日）



7. 収支報告書の提出（2011年4月26日）



8. 当選後にやること

* 2011年の選挙では、定数10名に対し、
立候補10名で無競争となったため、5は行われていません。

* カッコ内は2011年選挙の時のスケジュールです

1. 立候補の準備

まず、議員になって、何をしたいのかを明確にします。

当たり前のことですが、
議員はあくまでも手段であって、目的ではないためです。

(現在の議員は、議員であることが目的となっており、
名誉職化していると思います)

次に、やりたいことが決まったら、
ポスターや葉書の準備にとりかかります。

そして、自分を応援してくれそうな人に、
立候補予定であることや何をしたいかなどを伝えていきます。

但し、「自分に1票を入れて」のような選挙活動は
できないので注意するようにして下さい。

* 立候補の条件は、①日本国民で満25歳以上であること、
②蘭越町に3カ月以上住民票があることです。

* 供託金（選挙の時に一時的に預けるお金）は必要ありません。

* 後援会を立ち上げ、選挙管理委員会に届出をし、
政治活動を行うことが一般的です。

(参考) ポスターと葉書のサンプル

ポスターは掲示場毎に1枚。規格制限(42cm×30cm)あり。記載内容に制限はないが、掲示責任者と印刷者の氏名と住所が必要です



葉書は記載内容に制限はないが、郵便番号の枠や宛名記入部分の指定(郵便局で選挙用のハンコを押す)などがあります



* 画像は隆文社印刷所 (<http://www.ryubunsha.com/>) から転載

2. 立候補者予定者説明会

告示日の1ヶ月ほど前に、
立候補予定者説明会がありますので、出席します。
(新人の場合、本人も出席するようにします)

立候補届出の書類が渡され、
注意事項などについて説明があります。

主に説明があるのは次の点です。

- ・ 蘭越町議会議員選挙概要
- ・ 立候補届出に係る注意事項
- ・ 候補者注意事項
- ・ ポスター掲示場設置場所
- ・ 選挙運動自動車の車体検査日程
- ・ 選挙郵便
- ・ 立候補予定者届出事前審査の日程

選挙運動自動車は使用しないと思いますが、
それ以外は関係します。

立候補届出の必要書類を理解して、
届出までに事前審査を受けるようにします。

* 届出書は必ず提出します。添付書類は宣誓書と戸籍抄本です。

(様式第1号)

受付番号	
------	--

蘭越町議会議員選挙候補者届出書 (本人届出)

(ふりがな)			
候補者氏名		性別	
本籍			
住所			
生年月日	年	月	日 (満歳)
党派		職業	
選挙	平成23年4月24日執行 蘭越町議会議員選挙		
添付書類	1. 宣誓書 2. 所属党派証明書 3. 戸籍の謄本又は抄本		

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

蘭越町議会議員選挙長 様

備考

- 1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 2 法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 3 令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載しなければならない。
- 4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならず、地方自治法第92条の2又は第142条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。

選挙長印		審査者印		受付者印		新現元		
受付日時	平成	年	月	日	午	時	分	通称認定

* 宣誓書は必ず提出します。届出書の添付書類となります。

(様式第3号)

宣 誓 書

私は、公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2

又は第251条の3の規定により平成23年4月24日執行の蘭越町議会

議員選挙において候補者となることができない者でないことを誓います。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

* 通称認定申請書は、氏名の漢字が難しい場合などに提出します。

(様式第4号)

通 称 認 定 申 請 書

(ふりがな)	
候補者氏名	
(ふりがな)	
呼称	

平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙において、公職選挙法施行令第89条第5項において準用する第88条第8項の規定により上記の呼称を通称として認定されたく申請します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

蘭越町議会議員選挙長 様

備 考

この申請を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして、広く通用していることを証するに足りる資料を提示しなければならない。

* 立候補の届出を本人がする場合は必要のない書類です。

(様式第6の2号)

立候補届出代理人証明書

代理人 氏名

住所

私は、平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙における候補者届出について、上記の者を代理人と定めたことを証します。

平成 年 月 日

住所

候補者
(推薦届出者)

印

*ほとんどが自宅、もしくは会社を選挙事務所として届出します。

(様式第7号)

選挙事務所設置（異動）届

1 選挙名	平成23年4月24日執行 蘭越町議会議員選挙	
2 選挙事務所の設置場所	異動前	電話 ()
	異動後	電話 ()
3 設置（異動）年月日	平成 年 月 日	
4 候補者氏名		
5 推薦届出書(推薦代表者)氏名		
6 連絡責任者氏名		

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

蘭越町選挙管理委員会委員長 様

届出人

住 所

電話 () ()

氏 名

印

備 考

- 1 候補者がこの届出をするときは、推薦届出書（推薦代表者）氏名欄は、記載する必要がないこと。
- 2 推薦届出者がこの届出をするときは、別紙1による候補者の承諾書を添付すること。
なお、推薦届出者が数人ある場合には、その代表者であることを証明する別紙2による代表者証明書を併せて添付すること。

* 出納責任者は必ず届出します。候補者本人でいいと思います。

(様式第 8 号)

出納責任者選任（異動）届

平成 年 月 日

蘭越町選挙管理委員会委員長 三上 幸市 様

候補者（候補者推薦届出者）

住 所

氏 名

印

電 話 局 番

下記のとおり出納責任者を選任（異動）したので届け出ます。

記

選 挙 名	平成 2 3 年 4 月 2 4 日 執行 蘭越町議会議員選挙		
候 補 者 氏 名			
出 納 責 任 者	氏 名		
	住 所	電 話 局 番	
	職 業		
	生 年 月 日		
選任（異動）年月日	年	月	日
前出納責任者氏名			

- 備考
- 1 推薦届出者が届け出るときは、出納責任者の選任（異動）について候補者の承諾を得たことを証明する書面（別紙）を添えること。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面（別記第116号様式別紙2）を添えること。
 - 2 前出納責任者氏名欄は、異動の場合に記入すること。
 - 3 前任者の解任又は辞任についての法第181条の規定による通知があったことを証すべき書面（文書による通知の写し）を添えること。

* 候補者本人が出納責任者の場合、必要のない書類です。

(様式第9号)

出納責任者職務代行開始（終止）届

年 月 日

蘭越町選挙管理委員会委員長 三上 幸市 様

候補者（候補者推薦届出者）

住 所

氏 名

印

電 話 局 番

次のとおり出納責任者の職務代行を開始（終止）したので届け出ます。

記

選 挙 名	平成23年4月24日執行蘭越町議会議員選挙	
候 補 者 氏 名		
出 納 責 任 者 氏 名		
職 務 代 行 者	氏 名	
	住 所	電 話 局 番
	職 業	
	生 年 月 日	
職 務 代 行 開 始（終 止）の 理 由		
職 務 代 行 開 始（終 止）年 月 日	年 月 日	
推 薦 届 出 者 氏 名		

備考 推薦届出者が職務を代行する場合には、候補者の承諾を得たことを証明する書面（別記第142号様式別紙の様式に準ずる。）を添えること。また、この場合に推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面（別記第116号様式別紙2）を添えること。

* 選挙運動をボランティアでお願いすれば、必要のない書類です。

(様式第10号)

届 出 書

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

候補者氏名

印

蘭越町選挙管理委員会委員長 様

記

氏 名	住 所	年 齢	性 別	使用する者の別	使用する期 間	備 考

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあっては、「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用する者にあっては「車上運動員」と記載するものとする。
- 2 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて新たに異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載する。

* 通常、個人演説会は開催しないので、必要のない書類です。

(様式第 1 1 号)

個人演説会開催申出書

平成 年 月 日

蘭越町選挙管理委員会委員長 様

候補者

住所

党派

氏名

印

連絡先 電話 () ()

次のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第 1 6 3 条の規定により申し出ます。

記

- 1 選挙名 平成 2 3 年 4 月 2 4 日 執行 蘭越町議会議員選挙
- 2 開催の日時 平成 年 月 日 午前(後) 時 分から
午前(後) 時 分まで
- 3 使用する施設の名称 _____
- 4 今回の選挙において既にこの施設を使用した回数 _____
- 5 その他の事項

備考

1. 学校または公会堂等で独立した 2 以上の施設(講堂、ホール、集会室等)がある場合には、いずれか 1 の施設名を記載すること。
2. その他の事項欄には、候補者が共同して個人演説会を開催する場合その他候補者が自ら設備をする場合などにその旨を記載すること。
3. 開催予定日の前々日の午後 5 時までに提出すること。

3. 立候補届出

告示日に立候補届出をします。

(必ず、事前に届出書類の審査を受けておく)

受付は朝の8時30分から17時までとなります。

ほとんどの陣営が受付開始前までに集まっていて、届出の順番はくじ引きで決まります。

書類が受理され、届出の番号が決まります。

そして、選挙運動に必要な物件の交付を受け、いよいよ選挙活動がスタートします。

(参考) 選挙運動用交付物件

- ①選挙用自動車表示板 1枚
- ②選挙用拡声器表示板 1枚
- ③乗車用腕章 4枚
- ④選挙運動従事者用腕章 11枚
- ⑤街頭演説のための標旗 1枚
- ⑥腕章用留具 一式
- ⑦白バラ 1個
- ⑧通常葉書使用証明書 1通
- ⑨選挙郵便物差出票 8通

* 上記は、立候補届出日に、届出が受理されたら、選挙管理委員会からその場で交付を受けます。

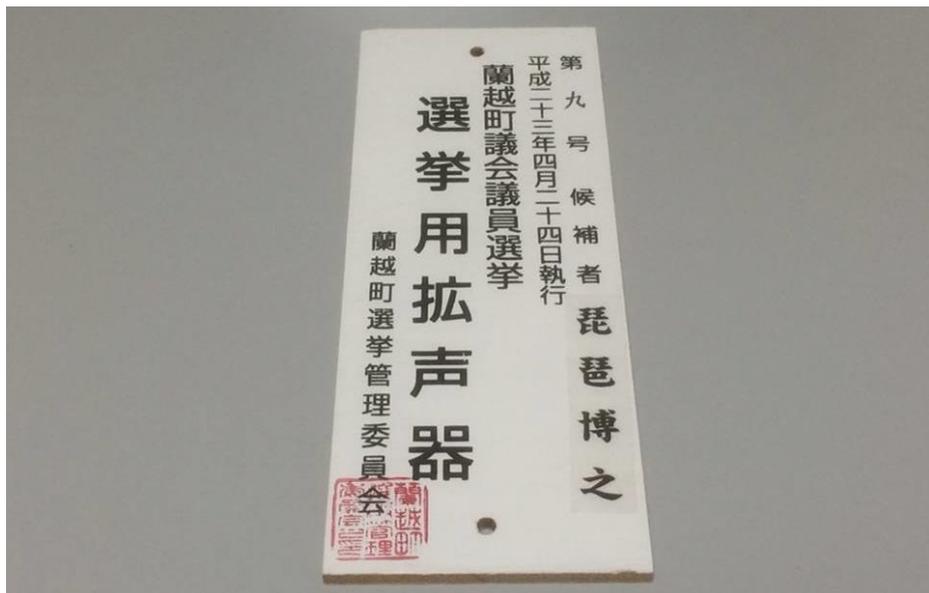
* 選挙用自動車を使ったり、街頭演説をしない場合は、

- ① ～⑦は使うことはありません。

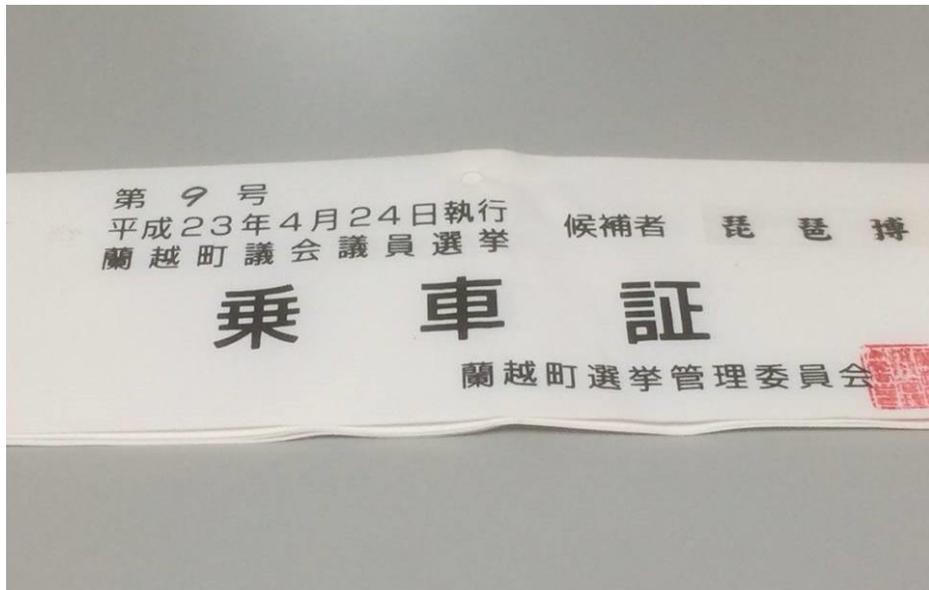
① 選挙用自動車表示板 1枚



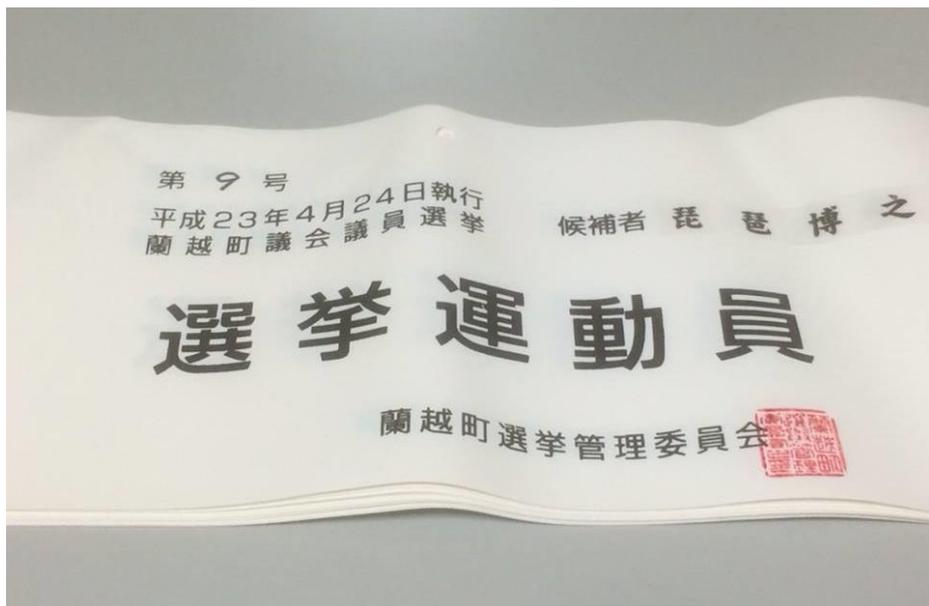
② 選挙用拡声器表示板 1枚



③ 乗車用腕章 4枚



④ 選挙運動従事者用腕章 11枚



第九号

平成二十三年四月二十四日執行

蘭越町議会議員選挙

候補者 琵琶博之

街頭演説

蘭越町選挙管理委員会

⑥ 腕章用留具 一式



⑦ 白バラ 1個



⑧ 通常葉書使用証明書 1通

第 9 号

候補者用通常葉書使用証明書

選挙区 蘭越町選挙区

候補者氏名 穂 琶 博 之

上記の者は、平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙の候補者であって、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

平成23年4月19日

蘭越町議会議員選挙

蘭越町議会議員選挙長 三上 幸市



選挙用の表示をする郵便局名 蘭越郵便局

局名及び月日	区別	枚数	取扱者印	備考

⑨ 選挙郵便物差出票 8通

選挙運動用通常葉書差出票

差出票番号		第 1 号	
発行者氏名	蘭越町議会議員選挙長 三上 幸市		
候補者氏名	蘭越町議会議員選挙候補者 琵琶 博之		
この差出票による差出制限枚数		100通	
差出月日	差出通数	差出合計数	備考

注 備考欄は、郵便局で使用する欄ですから記入しないでください。

⑨ 選挙郵便物差出票（裏面）

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が100通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は、差出通数の累計が100通を超えることとなるときは、その超える分につき100通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には、1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に200通以上を差し出すときは、100通の整数倍となる通数につき、100通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとり合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に100通未満の端数を除いた全通数記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとり合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押すこと。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて集配郵便局の窓口に出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

4. 選挙活動

選挙活動は最低でも、次の3つのことをします。

① 1人でも多くの有権者に、選挙に立候補したこと、議員になって実現させたいことを理解してもらいます

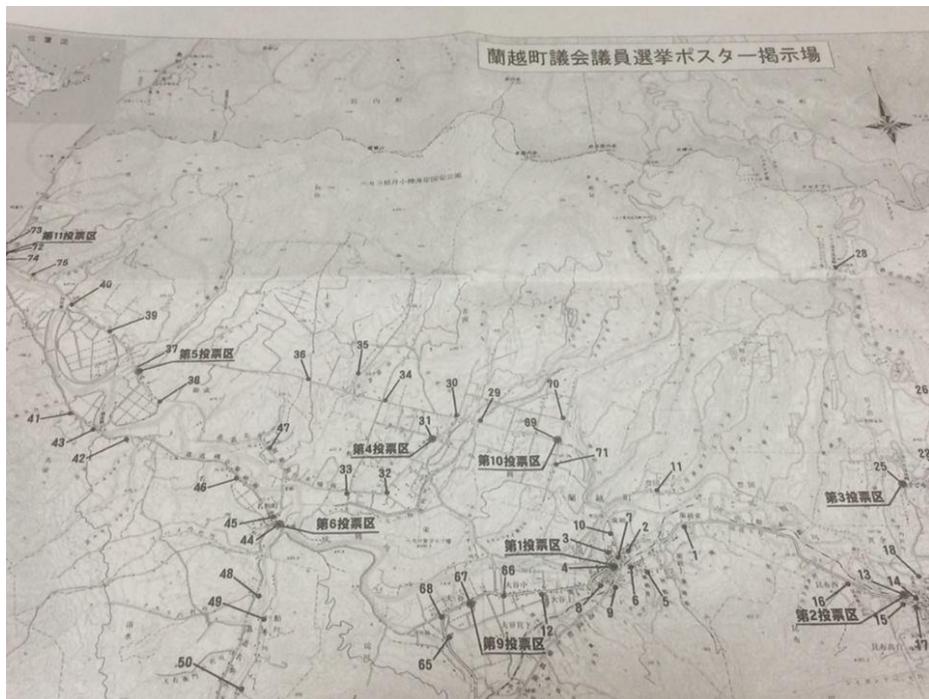
② ポスター掲示場の届出番号に、ポスターを貼ります
(前は77箇所、事前に掲示場所がわかります)

③ 選挙葉書を郵便局の窓口を持ち込みします
(印刷は自己負担、郵送は公費負担で800枚まで)

* 選挙運動期間は5日間となります

* 自分の家族、親戚、近所、町内会など近いところから1人1人に会うドブ板選挙が王道です

* ポスター掲示場の場所を示している地図がもらえます



蘭越町議会議員選挙ポスター掲示場設置場所 (77箇所)

投票区名	掲 示 す る 場 所	投票区名	掲 示 す る 場 所	
第1投票区 蘭 越 12箇所	1 蘭越町759番地 あけぼの団地入口	第5投票区 御 成 7箇所	33 字三和596番地 三和下地区集会所	
	2 蘭越町491番地 旧蘭越地区研修センター前		34 字上里1037番地1 蘭越町育苗施設前	
	3 蘭越町258番地5 蘭越町役場前		35 字上里57番地 上里営農研修センター前	
	4 蘭越町43番地1 蘭越町民センターらぶちゃんホール前		36 字上里130番地 富樫宅前	
	5 蘭越町586番地 緑ヶ丘団地入口		37 字御成423番地 御成地区生活改善センター前	
	6 蘭越町513番地 蘭越中学校入口		38 字御成164番地 御成1地区集会所前	
	7 蘭越町92番地 旧高橋書房横		39 字初田248番地2 初田地区集会所前	
	8 蘭越町8番地 ニセコバス事務所前		40 字初田5番地1 千葉宅入口	
	9 蘭越町530番地 高橋豊店前		41 字共栄162番地 共栄農事組合研修センター前	
	10 蘭越町271番地1 せせらぎトイレ入口		42 字共栄299番地1 花野宅前	
	11 字豊国163番地 豊国上地区集会所前		43 字共栄210番地 旧畑下商店前	
	12 字大谷363番地 大谷団地入口(福島商店横)		第6投票区 名 駒 7箇所	44 名駒町210番地 名駒地区生活改善センター前
第2投票区 昆 布 9箇所	13 昆布町114番地4 昆布活性化センター前	45 名駒町171番地3 旧趣内洋品店跡地		
	14 昆布町24番地 交流促進センター函泉閣前	46 名駒町69番地 三浦宅前(トンカラ)		
	15 昆布町無番地 昆布駅前	47 字三和14番地 冷水地区集会所前		
	16 昆布町445番地 昆布西地区集会所前	48 字清水36番地 清水地区集会所前		
	17 昆布町115番地9 玉井商店前	49 字鮎川273番地3 鮎川地区集会所前		
	18 字黄金107地1 松浦宅前	50 字鮎川354番地 池土宅前		
	19 字黄金133番地 黄金地区集会所前	第7投票区 目 名 10箇所		51 目名町393番地 目名地区生活改善センター前
	20 字立川225番地 立川地区集会所前			52 目名町262番地 目名消防会館前
	21 字立川88番地 奈良崎宅前			53 目名町302番地 内藤商店前(旧農協目名事業所前)
	第3投票区 湧 里 7箇所		22 字湧里142番地5 ハイグレードヴィラ管理事務所入口	54 目名町659番地 賀老地区集会所前
23 字湧里202番地 湧里地区集会所前			55 目名町116番地 共有地区集会所前	
24 字湧里176番地 札幌通商団地入口			56 字相生197番地 相生2地区集会所前	
25 字日出100番地6 日出ふれあいセンター前			57 字相生263番地 相生3地区集会所前	
26 字湧里420番地 昆布温泉除雪センター前			58 字諏岐45番地 諏岐地区集会所前	
27 字湧里435番地 昆布温泉入口			59 字三笠31番地 三笠農業研修センター前	
28 字湧里680番地11 国民宿舍雪杖交前			60 字三笠29番地 田辺宅前	
第4投票区 三 和 8箇所		29 字吉国101番地4 蘭越町地場産業振興コミュニテイ センター前	第8投票区 田 下 4箇所	61 字田下82番地 田下地区集会所前
	30 字吉国144番地 九田商店前	62 字田下53番地 田下3地区集会所前		
	31 字三和409番地 三和へき地保健福祉館前	63 字貝川 町道三笠貝川線終点 町道記念通り下賀老貝川線起点		
	32 字三和247番地 三和中地区集会所前	64 字貝川40番地 貝川地区集会所前		

投票区名	掲示する場所	投票区名	掲示する場所
第9投票区 大谷 4箇所	65 字大谷517番地 淀川地区集会所前	第11投票区 港 6箇所	72 港町617番地 介護予防拠点センターみなと前
	66 字大谷414番地1 黒川商店横		73 港町520番地 三上宅前
	67 字大谷439番地 蘭越町農村研修センター前		74 港町617番地 旧港小学校入口前
	68 字大谷23番地 国道・道道分岐点		75 港町984番地 石坂宅前
第10投票区 富岡 3箇所	69 字富岡419番地3 蘭越町克雪管理センター前		76 港町102番地 永沢商店前
	70 字富岡399番地1 ふれあいの郷とみおか入口		77 港町422番地 丸山宅前
	71 字富岡290番地 若原宅前		

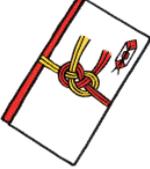
(参考) 選挙運動でできないこと

買収、個別訪問、飲食物の提供などがあります（詳細は公職選挙法を参照）。特に、選挙運動期間にかかわらず、選挙での当選を目的として、お金や品物などが絡むと買収罪になり、もらった人も処罰されます。

* 買収罪の一例

- ・有権者にお金（商品券なども）を渡したり、酒や食事をふるまう
- ・法律上報酬を支給できる運動員以外の人に上記のことをする
- ・うぐいす嬢などに法律に定める額を超えて報酬を支払う

日頃から、贈らない、求めない、受け取らないを徹底するようにします。

 <p>お歳暮やお年賀</p>	 <p>入学祝・卒業祝</p>	 <p>病気見舞い</p>	 <p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p>
 <p>秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典</p>	 <p>葬式の花輪・供花</p>	 <p>落成式・開店祝の花輪</p>	 <p>町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入</p>
 <p>お祭りへの寄附や差入</p>	 <p>地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入</p>	<p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p>	

5. 投票と開票

投票日の当日、投票所に行き、自分に投票します。

稼働があれば、追い出し電話をするという方法もあります。

「選挙に行ってもらえましたか？」と確認することです。

但し、「自分に投票して下さい」と言うことはできません。

(投票日当日の選挙活動は禁止されています)

投票が締め切られ、開票作業が始まります。

判別しにくい字で書かれた自分の票が無効になっていないかを監視する開票立会人を出すことができます。

通常は、選挙人名簿から本人の承諾を得て、1人定めますが、候補者本人が立ち会うことも可能です。

開票立会人を出す場合、事前の届出が必要となります。

(立会しない場合は届出の必要なし)

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選 挙 平成23年4月24日執行 蘭越町議会議員選挙

立会すべき選挙区 蘭越町選挙区

上記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

平成 年 月 日

蘭越町議会議員選挙

党 派 名

候補者氏名

印

蘭越町議会議員選挙長 様

備 考

1 この届出は、選挙期日前3日までに届出てください。

(様式第13号)

承 諾 書

平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙における

選挙立会人となるべきことを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

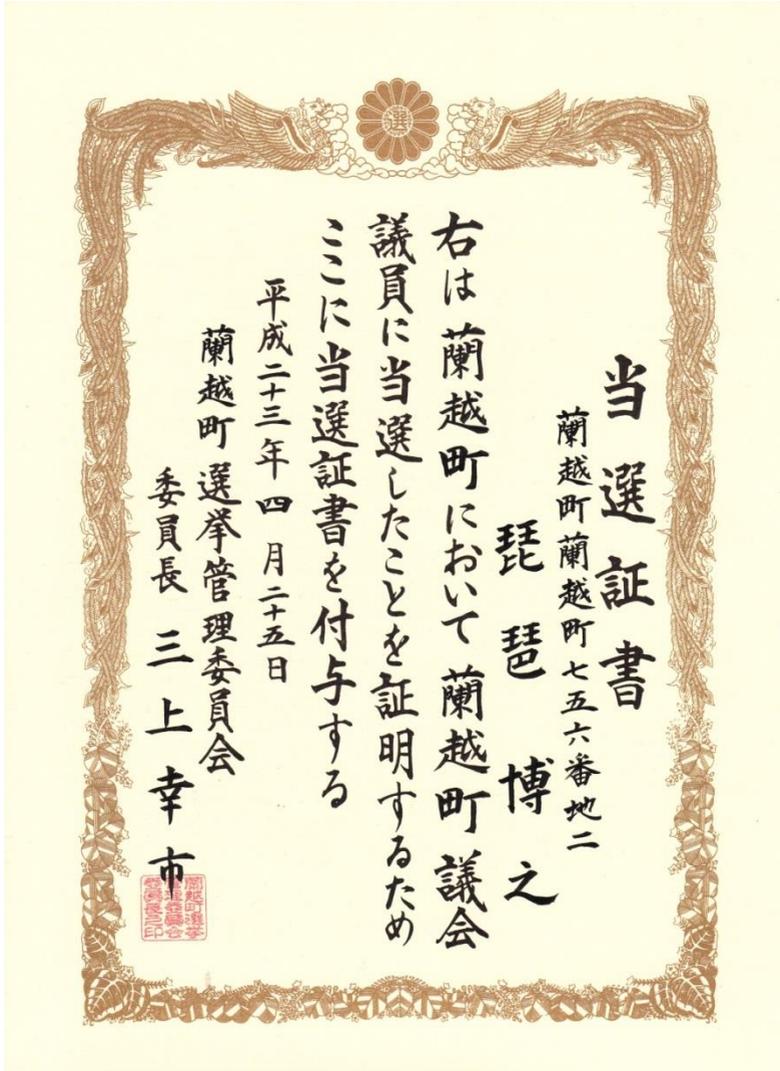
印

候 補 者

様

6. 当選証書の受取り

当選すれば、選挙管理委員会から当選証書が交付されますので、役場に受取りに行きます。(通常、本人が受領します)



* 当選証書の付与日時は事前に連絡があります。

平成23年4月19日

蘭越町議会議員選挙 各候補者 様

蘭越町選挙管理委員会事務局

連絡事項等について

1 平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりです。

1,403,000 円

(※ 法定支出制限額 = 告示日における選挙人名簿登録者数 4,491人
÷ 蘭越町議会議員定数10人×1,120円+固定額90万円) (詳細は別紙)

2 選挙立会人の届出書の提出期限は、4月21日(木)の午後5時までとなっております。なお、選挙立会人の届出が10人を超えた場合、選挙管理委員会において「くじ」により10人を決定いたします。

3 平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであり、開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行います。

- ・場 所 蘭越町山村開発センター 大ホール
- ・日 時 平成23年4月24日(日) 午後7時30分開始

4 平成23年4月24日執行の蘭越町議会議員選挙における選挙会の参観人数は、到着の順により、40人に限って入場することができます。

5 選挙会の決定を受け、4月25日(月)午前9時より選挙管理委員会を開催し、午前10時より当選証書の付与を役場3階会議室において行います。

公職選挙法を遵守し、明るい選挙にご理解とご協力をお願いいたします。

(参考) 蘭越町議会議員の報酬

区分	議員報酬（月額）
議長	242,000円
副議長	192,000円
常任委員長	172,000円
議会運営委員長	172,000円
議員	159,000円

* 期末手当は6月（月額×1.9）と12月（月額×2.05）に支給されます

7. 収支報告書の提出

投票日から15日以内に選挙管理委員会に、
収支報告書を提出する必要があります。

いつ、何を、どこから購入したかを管理し、
領収書をとっておくようにします。

ほとんどの場合、支出だけだと思いますので、
まったく難しいものではないです。

このマニュアルの場合、ポスター代（1万～2万）と
葉書代（5千～1万）のみとなります。

* ポスター代はA3、片面カラー、スーパーユポ130kg
（通常インキ）を80枚、ネットで注文したと想定

* 葉書代はオンデマンド・オフセット印刷で片面カラー、
もしくは両面カラーを800枚、ネットで注文したと想定

収支報告書は、次のようなものです。

* 蘭越町議会議員選挙の場合、書類はすべて紙で渡されますので、
手書きが速いです

選挙運動費用収支報告書

1. 平成23年4月24日執行 蘭越町議会議員選挙

2. 公職の候補者

住 所

氏 名

3. 月 日 から

(第 回分)

月 日 まで

收受年月日

(その1)

収支報告書総括表

候補者氏名		所属党派		期 間	月	日から	第	回分
出納責任者氏名					月	日まで		

収 入				支 出		
主 たる 寄 附				支 出 項 目	金 額	
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額			千	円
		千	円	人 件 費		
				家 屋 費		
				選 挙 事 務 所 費		
				集 合 会 場 費		
				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		

取		入		支 出	
		千	円		

その他の寄附	件	円		
その他の収入		円		
総 計		円	総 計	円

収支報告書総括表の提出方についてお願い

1. 目 的

この総括表は、収入支出の概要をまとめ選挙人に公表するための資料としますので収支報告書とともに各2部提出してください。

2. 記載上のご注意

(1) 取 入

主たる寄附・・・収支報告書記載のうち寄附金額が1万円以上のものについてのみ記載する。

その他の寄附・・・収支報告書記載のうち寄附金額が1万円未満のものについて、寄附件数、寄附金額をとりまとめ、その他の寄附の欄に記載する。

その他の収入・・・自己資金、借入金を財源としてあてた場合は、寄附と区別し、その金額を記載する。
 総 計・・・主たる寄附、その他の寄附、その他の収入の合計額を記載する。

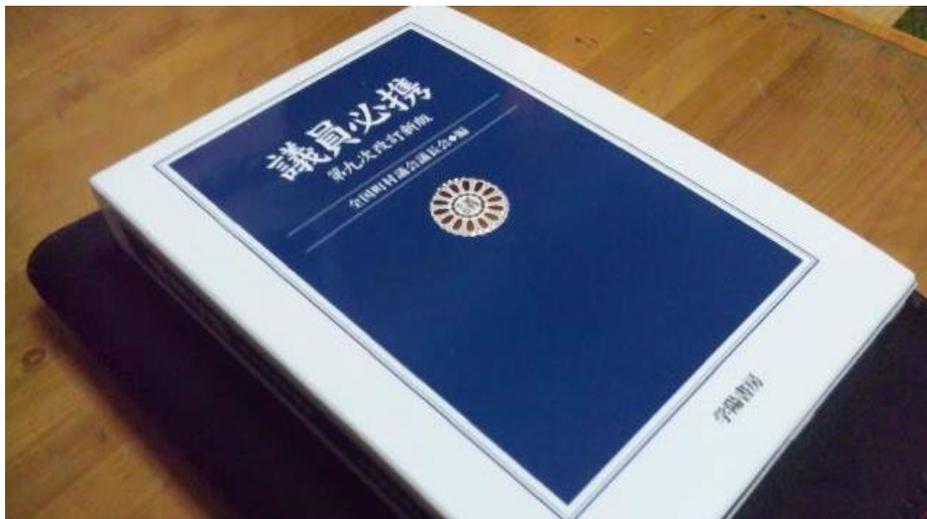
(2) 支 出

支出項目・・・支出項目別金額は収支報告書のうち各項目別金額をそのまま記載する。

(3) 総 計 収入、支出とも総計は収支報告書の収入額、支出額と一致すること。

8. 当選後にやること

- ① 議員必携（編：全国町村議会議長会）を熟読する



- ② 蘭越町議会議員ブログ（<http://nisekoweb.sblo.jp/>）に目を通す

新人議員が即戦力として、スタートダッシュするためには、議会のルール等を理解することです。

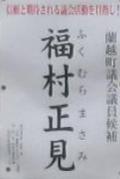
当選したら、上記の2つに真っ先に取り組んで頂きたいです。

1人でできる！3万円でできる！
蘭越町議会議員選挙 立候補マニュアル

発行：2014年9月1日 第1版

作成：琵琶博之

出版：らんこし作家デビュー・プロジェクト

10	 <p>くまがい 雅幸</p>	 <p>い が ら し 年 和 がんばれ日本!!</p>	 <p>赤石 かつこ</p>
11	 <p>鈴木 利雄</p>	 <p>福村 正見</p>	 <p>柳谷 かなめ</p>
12	 <p>若 新いチカラ 若 博之</p>	 <p>とがし 順悦</p>	 <p>中島 イヨ子</p>

投票日
4月24日

蘭越町議会議員選挙
ポスター掲示場

注意
ポスターは指定された区域にはつけないでください。
この掲示場は、蘭越町議会議員選挙候補者以外の方は使用できません。
掲示場をこわしたりポスターをよぶいたりすると罰せられます。

蘭越町選挙管理委員会